

～司法書士による「空き家対策セミナー」～

《セミナーの概要》

空き家の現状を学ぶとともに空き家問題に悩む、空き家のご近所にお住まいの方がどのような対策ができるのかを学ぶ対策セミナーを実施しました。

講 師：司法書士（宮澤 智史 氏） 参加者：11人

日 時：令和7年5月20日（火） 10：30 ～ 12：00 場 所：千曲市役所

講演内容：空き家問題の現状と対策、空き家のご近所にお住いの方向けの個人でできる対策を学ぶ

《セミナー内容まとめ》

○空き家所有者向け…基本的な空き家対策

- ・ 空き家所有者に対して……空き家の放置は得策ではない。相続登記及び利活用を進めることを推奨
- ・ 家を継ぐ人がいないという方に対して……空き家にしないための対策（＝住まいの「終活」を推奨。）

○空き家の相続が義務化した。きちんとしないと次世代の大きな負担になる。

※具体的な登記の見方等を実践

○空き家対策……空き家の所有者等が自らの責任により対応することが大前提である。

○近隣の空き家に困っているケースの具体的な対策・対応方法

【隣の空き家の木の枝が越境してきている場合】

- ① 所有者と連絡ができる場合、越境した枝木を切るように依頼することができる。
いつまでに切るように期限を記載した書面を送付する。
- ② 隣地の所有者が期限までに対応しない場合、自ら越境している部分の枝木を切ることができる。
- ③ 所有者が不明、急迫の事情がある場合、自ら枝を切ることができる。

《参加者の反応や今後の計画》

- ・ 講演者の話をうなずきながら真剣に聞く参加者の様子が見て取れた。
（講演者も参加者を巻き込みながらお話しいただいた。）
- ・ 前回の反省から、質疑時間を十分とり対応ができた。
- ・ 次回以降も窓口での問い合わせ内容や空き家対策の必要性を考慮し、開催を検討していく。

《当日のセミナーの様子》

